

「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用に関する取扱方針

「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を使用する場合、以下の条件によることとします。

1. 使用承認条件

- ① 使用する主体が、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合（以下「本大臣会合」という。）の広報・PRを行う事業者もしくは団体であること。ただし、使用する主体又はその役職員若しくは構成員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者でないこと。
- ② 「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用目的が、G7広島サミット及び本大臣会合の広報・PRのためであること。
- ③ 日本国内における使用であること。
- ④ 名刺への使用は、G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合の実施に直接関与する事業者に限られること。
- ⑤ 使用によってG7広島サミット及び本大臣会合の意義、重要性が損なわれたり、G7広島サミット及び本大臣会合の準備・実施の上で支障が生じたりするおそれがないこと。
- ⑥ G7広島サミット及び本大臣会合の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げとなるような使用はしないこと。
- ⑦ 特定の政治、思想、宗教等の活動における使用はしないこと。
- ⑧ 警察庁G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合準備室（以下「準備室」という。）において、「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」が使用されている媒体等の状況、結果等を確認できること。
- ⑨ 法令及び公序良俗に反して使用されるおそれがないこと。
- ⑩ 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがないこと。

2. 使用までの手続

- ① 「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、準備室における「使用承認手続」を経て使用することとします。
- ② 準備室における使用承認手続で承認された場合のみ、「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を使用することができます。
- ③ 「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用承認申請書」を準備室事務局へメールにて提出してください。準備室で確認のうえ、承認する場合に、「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の画像データをメールにて提供します。
- ④ 「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を報道に使用する場合の手続については、後述の4.を参照してください。
- ⑤ 準備室が特に認めた使用者については、別途の手続によることとします。

3. 使用する際の注意事項

- ① 「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用は、令和5（2023）年12月31日までとします。
- ② 準備室に承認された使用方法以外の「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用は認められません。
- ③ 第三者に対して「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の画像を譲渡、貸与、使用許諾等することはできません。
- ④ 「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用承認をもって、同ロゴマークを使用する対象となる制作物・出版物又は事業等について、準備室が公認・後援等をしていることには当たりません。
- ⑤ 「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を使用する制作物・出版物又は事業等があたかも準備室が公認するかのよう誤解を招く表現は控えてください。
- ⑥ 他のG 7 閣僚会合のロゴマーク等と合わせて表記するなど、特殊な取扱いが必要と考えられる際には、その表記方法、デザイン等について、準備室に確認してください。
- ⑦ 「IBARAKI MITO」、「Interior and Security Ministers' Meeting」の文字列は、単独で使用せずロゴマークと原則一体で使用してください。また、G 7 広島サミットロゴマークを単独で使用する場合は、外務省の使用承認手続が必要です。
- ⑧ 「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、別紙の「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。
- ⑨ 使用承認条件及び注意事項を遵守していないと準備室が判断する場合は、「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」の使用承認を取り消すことがあります。

4. 「G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を報道に使用する場合の手続について

- ① 取材の成果物（画像・映像）として「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」入りの造作物（パネル等）を報道する場合は、同ロゴマーク使用に係る申請は不要とします。
- ② ただし、報道各社が独自に紙面、番組中のテロップ、パネル、スタジオセット等に「G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク」を施して使用する場合には、準備室事務局宛に、メールで申請者名、社名、連絡先、使用用途、使用期間を添えて申請をしてください。同事務局より申請者にロゴマークのデータを提供することをもって、当該申請を了解したものとします。
- ③ 使用に際しては、報道各社は、「1. 使用承認条件」の⑤から⑩および「3. 使用する際の注意事項」の②から⑨の事項を了解、遵守してください。

問い合わせ先・申請書提出先

警察庁G 7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合準備室事務局
メールアドレス:g7_mito_logo@npa.go.jp

G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

基本表示

【横型】



【縦型】



テキスト要素



背面要素



アイソレーション規定

「MITO IBARAKI」「Interior and Security Ministers' Meeting」フォントにはアイソレーション規定はありません。ただし、「G7 広島サミットロゴマーク」のアイソレーション規定は順守の上で、ご使用ください。



G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

サイズ規定

【横型】



X=55mm、Y=23mm 以上での使用を推奨します。

【縦型】



X=20mm、Y=33mm 以上での使用を推奨します。

背景

背景が白色の場合には基本表示と同じです。

【横型】



背景が白色以外の場合には白マドで表示します。

【横型】



【縦型】



【縦型】



G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

禁止事項

ロゴマークは加工、編集その他の変更を原則として禁止しています。

例えば、以下のようなデザインでのご使用はお控えいただきますようお願いいたします。

◆誤用例

配色を変更し、既定の色以外で使用しない。（報道利用等で白黒で表示せざるを得ない場合を除く）

【横型】



【縦型】



規定以外の処理をしない。

【横型】



【縦型】



縦横比率を変形してはならない。

【横型】



【縦型】



文言を変更してはならない。

【横型】



【縦型】



G7茨城水戸内務・安全担当大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

禁止事項

ロゴマークは加工、編集その他の変更を原則として禁止しています。

例えば、以下のようなデザインでのご使用はお控えいただきますようお願いいたします。

他の要素に変形してはならない。

【横型】



【縦型】



背景色に対し、ロゴマークを縁取り抜きで表示しない。

【横型】



【縦型】



視認性を損なう場所に表示しない。

【横型】



【縦型】



アイソレーション規定を侵害して他の要素を表示しない。

【横型】



【縦型】

